

環廃企発第 1602221 号
環廃対発第 16022210 号
環廃産発第 1602225 号
平成 28 年 2 月 22 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長
広域臨海環境整備センター理事長
中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長

殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の
事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて

「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
実施要領」（平成 28 年 1 月 26 日付環廃対発 1601263 号）第 5 で定める事業計
画の変更に伴う事前協議について、事業実施後に予期せぬ事由が発生し、やむ
を得ず交付決定時の事業計画を変更する場合の取扱いは下記のとおりとする。
都道府県におかれては、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

記

1. 事前協議書の提出方法について

申請者は、様式自由により変更理由等を記した事前協議書を作成し、「災
害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」（平成 19 年 4 月 2 日付環廃対発
070402002 号。以下「処理要綱」という。）第 6 条に定める様式第 3 号又は
「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱」（昭和 50 年 2 月 18 日付
厚生省第 110 号。以下「復旧要綱」という。）第 6 条に定める様式第 3 号の
案と関係書類を添付し、郵送等により担当課室宛て提出するものとする。

2. 事前協議書の提出時期について

処理要綱第6条及び復旧要綱第6条に定める変更交付申請の事前手続きの位置付けであることを踏まえ、事前協議書の提出は交付決定後に行うこと。

交付決定前に予期せぬ事由が発生した場合にも、当該事由が真に補助事業に影響を与えるのかどうかを精査することとし、事前協議書の提出は交付決定後に行うこと。

3. 管轄財務局への報告について

申請者は、環境省における事前協議書の受理後、当初の实地調査立会の趣旨に鑑み、協議内容について管轄の財務局へ報告するものとする。

ただし、変更の要因が単なる単価変動のみによるものは除く。

なお、原則として郵送又は電話等により行うものとし、郵送した資料等について説明を求められた時は、財務局に対し、変更内容等の説明を行う。

4. その他

本取扱いに疑義が生じたとき、本取扱いにより難い事由が生じたとき、あるいは本取扱いに記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

表：変更内容と協議等について

事業費の変更	環境省との事前協議	財務局への報告
増及び 30%を超える減	必要 (交付決定後)	必要 (事前協議書受理後) ※ 変更の要因が単なる単価 変動のみによるものは除く。
30%以下の減	不要	不要
なし	不要	不要

(注1) 事前協議書の提出は交付決定後に行う。

(注2) 財務局への報告は、環境省における事前協議書の受理後とし、原則として郵送又は電話等により行う(変更の要因が単なる単価変動のみによるものは除く。)

(注3) 实地調査時において、必要性を認められずに補助対象外となった事業、实地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

以上

(参考様式)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 御中

市町村等名:〇〇市
所属・部署名:〇〇部〇〇課
担当者名:〇〇 〇〇
TEL:000-000-0000
e-mail:〇〇〇@〇〇.〇〇.jp

事業計画の変更に伴う事前協議書

平成〇〇年度災害等廃棄物処理事業費補助金について、下記のとおり事業費(国庫補助基本額)の変更をしたいので、「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて」(平成28年2月22日付環廃企発第1602221号・環廃対発第16022210号・環廃産発第1602225号)に基づき協議します。

【備考】

交付決定通知年月日 :平成〇〇年〇月〇日
交付決定通知番号 :環廃対発第00000000号
変更交付決定通知年月日:平成〇〇年〇月〇日
変更交付決定通知番号 :環廃対発第00000000号

記

1. 変更理由

(事業毎に、今回変更する理由を具体的に記載)
<例:災害廃棄物の量の増加の場合>
災害廃棄物の処理にあたり、処理量が当初予定していた数量を上回ることが判明した。このことにより、災害廃棄物の運搬・処理事業について、交付決定を受けた時点の事業内容から変更が生じるため。
【注】上記のような理由に加え、必ず交付申請書提出時点において予見できなかった理由を具体的に記載すること。

2. 増減内訳

区分	費目	細分	数量	単位	単価(円)	金額(円)		増減率(%)	備考
						上段:変更前	下段:変更後		
ごみ処理	労務費		100	人日	(8,000)	(800,000)	-50%		
			50	人日	8,000	400,000			
ごみ処理	借上料		200	台	(9,000)	(1,800,000)	-50%		
			100	台	9,000	900,000			
ごみ処理	燃料費		100	L	(100)	(10,000)	0%		
			100	L	100	10,000			
ごみ処理	修繕費		1	式	(20,000)	(20,000)	0%		
			1	式	20,000	20,000			
ごみ処理	薬品費		50	L	(2,500)	(125,000)	0%		
			50	L	2,500	125,000			

ごみ処理	道路整備費		1	式	(100,000)	(100,000)	0%	
			1	式	100,000	100,000		
ごみ処理	手数料		600	t	(30,000)	(18,000,000)	-33%	
			400	t	30,000	12,000,000		
ごみ処理	委託料		1	式	(3,000,000)	(3,000,000)	-33%	
			1	式	2,000,000	2,000,000		
合計						(23,855,000)	-35%	30%を超える減
						15,555,000		